

令和7年5月27日

保護者の皆様へ

鳴門市教育委員会
教育長 阿部 孝弘
鳴門市第一中学校
校長 寺西 昭人

「ラーニングの日」について（お知らせ）

日頃は本校の教育活動にご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和7年4月より徳島県では県立学校において徳島県「ラーニングの日」を導入しております。この制度の趣旨は、児童・生徒が保護者等と一緒に、平日（及び授業日）に校外（家庭や地域）で、体験や探究の学び、活動を自ら企画し実行する日とされています。

つきましては、鳴門市におきましても、令和7年7月より「ラーニングの日」を実施することといたします。新しい学びの形についてご理解をいただきますようお願いします。

「ラーニングの日」取得を希望される場合は、『「ラーニングの日」申請書』を担任からお渡ししますので、必要事項を記入し、児童・生徒・保護者共に署名の上、学校へ提出してください。なお、提出は「ラーニングの日」取得一週間前までにお願いします。校長の承認が必要となりますので、スケジュールが決まり次第、ご報告をお願いします。

また、鳴門市教育委員会からのリーフレットと併せて、下記の留意点もご確認くださいますようお願いします。

【留意点】

○校外での自主学習活動であり、出席停止と同じ扱いとなるため、学校に登校しなくても欠席にはなりませんが、事前に申請をして校長の承認を得ることが必要です。

○保護者等との休暇に合わせて、事前に学校へ申請手続きをすることで取得できます。制度の趣旨から、保護者等と一緒に活動する必要があります。

○年間3日まで取得可能で、1日単位での取得となります。連続して取得することもできますが、残った日を次年度に繰り越すことはできません。また1日単位のため、0.5日×6日といった取得もできません。

○学校行事やテスト期間等「ラーニングの日」を取得できない日があります。取得できない日にラーニングの目的で休む場合は、「家事都合による欠席」となります。

【取得することができない日】

各学期始業式・終業式、定期考査・実力テスト・体育祭、文化祭、各種体験活動（修学旅行など）、PTA 総会（授業参観）・卒業証書授与式等の各実施日

○「ラーニングの日」を取得したことで受けられない授業の内容は、家庭で自習をして補ってください。